

## 川越商工会議所ホームページ有料バナー広告掲載規程

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、川越商工会議所がインターネット上に公開しているホームページに掲載する有料バナー広告（以下「広告」）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の対象)

第 2 条 この規程で定める広告掲載の対象は、川越商工会議所ホームページとする。

### (広告の掲載資格及び基準)

第 3 条 掲載できる広告は、川越商工会議所会員事業所のもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、中立性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に掲げる営業に該当するもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) その他、川越商工会議所が広告掲載として適当でないと認めるもの

### (広告の掲載位置、掲載数)

第 4 条 川越商工会議所ホームページの掲載位置はトップページ上とし、ページ上の掲載位置及び掲載数は川越商工会議所が指定するものとする。

### (広告の規格)

第 5 条 ホームページに掲載する広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 形式 静止画像（60×176 ピクセル・10KB 以内）
- (2) データ形式は、GIF・JPG・PNG 形式のいずれかとする
- (3) デザイン・色彩は、川越商工会議所ホームページのイメージを損なわないものとする

### (広告の掲載料)

第 6 条 川越商工会議所ホームページの広告掲載料は、別紙「川越商工会議所ホームページ有料バナー広告申込書」に記載された掲載料金表によるものとする。

### (広告の掲載期間)

第 7 条 広告掲載期間は 1 ヶ月を単位とし、掲載始期は月の初日の正午（12:00）、終期は翌月初日の正午（12:00）とする。なお、掲載始期及び終期が土・日曜日、祝日に重なる場合は、翌営業日とする。

(広告の掲載希望事業所の募集)

第 8 条 広告の掲載希望事業所の募集は、ホームページ、川越商工会議所会報等により公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第 9 条 広告掲載の申込みは、所定の申込書を川越商工会議所に提出しなければならない。

(広告主の責務)

第 10 条 広告の内容に関し生じた責任は広告主が負うものとする。また、広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守しなければならない。

(広告原稿の制作及び提出)

第 11 条 広告原稿の制作は、広告主作成を原則とし、貼付・管理作業は川越商工会議所が行うものとする。

2 広告原稿の提出は、広告掲載開始 5 営業日前までとする。なお、広告原稿を変更する場合も同様とする。

(広告掲載料の納入)

第 12 条 広告主は広告掲載日の 5 営業日前までに、広告掲載料を商工会議所が指定する方法により納入するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第 13 条 川越商工会議所は、次のいずれかに該当する場合は広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定された期日までに広告掲載料が納入されなかった場合
- (2) 指定された期日までに広告原稿が提出されなかった場合
- (3) 広告掲載基準の条件を満たさなくなった場合

(広告掲載料の返金)

第 14 条 広告主の都合により契約期間中に掲載を中止した場合、納入された広告掲載料は返還しないものとする。ただし、広告の掲載期間中、川越商工会議所の都合によりホームページの公開を停止した場合は、その停止期間に応じて掲載期間を延長するものとする。

(その他)

第 15 条 この規程に定めのない事項は、川越商工会議所において別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。